

議案第 93 号

飯能市消防団条例の一部を改正する条例（案）

飯能市消防団条例（平成 24 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「第 8 条」を「第 9 条」に改める。

第 18 条を第 19 条とし、第 17 条を第 18 条とし、第 16 条を第 17 条とする。

第 15 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、休団中の消防団員には、年額報酬を支給しない。

第 15 条を第 16 条とし、第 11 条から第 14 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 10 条の前の見出しを削り、同条を第 11 条とし、同条の前に見出しとして「（服務規律）」を付し、第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条第 2 項第 1 号中「前条各号」を「第 6 条各号」に改め、同条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（休団）

第 7 条 消防団の活動に長期間従事することができない消防団員は、3 年を超えない範囲内で、消防団の活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。

2 消防団員が休団をしようとするときは、あらかじめ、団長にあっては市長、団長以外の消防団員にあっては団長の承認を受けなければならない。

3 前項の規定は、休団している消防団員が復帰しようとする場合について準用する。

4 休団中の消防団員が復帰したときの階級は、休団をした日に当該消防団員が属していた階級とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市消防団条例新旧対照表

改正後	改正前
(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) 省略 (2) <u>第9条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u> (3) 省略 <u>(休団)</u> <u>第7条 消防団の活動に長期間従事することができない消防団員は、3年を超えない範囲内で、消防団の活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。</u> <u>2 消防団員が休団をしようとするときは、あらかじめ、団長にあつては市長、団長以外の消防団員にあつては団長の承認を受けなければならない。</u> <u>3 前項の規定は、休団している消防団員が復帰しようとする場合について準用する。</u> <u>4 休団中の消防団員が復帰したときの階級は、休団をした日に当該消防団員が属していた階級とする。</u> (分限) 第8条 省略 2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失	(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) 省略 (2) <u>第8条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u> (3) 省略 (分限) 第7条 省略 2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失

う。 (1) <u>第6条各号</u> (第2号を除く。) のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 省略 (懲戒) <u>第9条</u> 省略 (分限及び懲戒の手続) <u>第10条</u> 省略 (<u>服務規律</u>) <u>第11条</u> 省略 <u>第12条</u> 省略 <u>第13条</u> 省略 <u>第14条</u> 省略 <u>第15条</u> 省略 (報酬) <u>第16条</u> 省略 2 消防団員には、次のとおり年額報酬を支給する。<u>ただし、休団中の消防団員には、年額報酬を支給しない。</u> 省略 3 省略 (費用弁償) <u>第17条</u> 省略 (公務災害補償) <u>第18条</u> 省略 (委任) <u>第19条</u> 省略	う。 (1) <u>前条各号</u> (第2号を除く。) のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 省略 (懲戒) <u>第8条</u> 省略 (分限及び懲戒の手続) <u>第9条</u> 省略 (<u>服務規律</u>) <u>第10条</u> 省略 <u>第11条</u> 省略 <u>第12条</u> 省略 <u>第13条</u> 省略 <u>第14条</u> 省略 (報酬) <u>第15条</u> 省略 2 消防団員には、次のとおり年額報酬を支給する。 省略 3 省略 (費用弁償) <u>第16条</u> 省略 (公務災害補償) <u>第17条</u> 省略 (委任) <u>第18条</u> 省略
---	--